

# 戦国期の大坂本願寺教団と比叡山延暦寺

— 『天文日記』の検討を中心に—

安藤 弥

はじめに

本稿の課題は、戦国期、とくに天文年間の大坂本願寺教団と比叡山延暦寺の関係性について、本願寺証如の日記『天文日記』<sup>(1)</sup>における関係記述を検討し、明らかにすることである。筆者の課題は戦国期宗教勢力としての本願寺教団の歴史の実態の解明にあるが、本稿ではその課題の中心となる研究に取り組む。戦国期に新たな宗教勢力として台頭し、その規模を拡大させる本願寺教団と、既存の中世宗教勢力として最大規模を持つ比叡山延暦寺が十六世紀前半（天文年間）という時期に、具体的にどのような関係性を歴史の実態として有していたのか。日本仏教史上、大きな歴史的転換として位置づけられてくる問題である。

ところで、「本願寺教団と比叡山」と言えば実は古典的課題であるが、従来の真宗史は寛正六年（一四六五）比叡山による大谷破却、いわゆる「寛正の法難」にその課題を収斂させてきた傾向にある。本願寺蓮如の宗教活

動による「教団」形成が大きく評価され、比叡山との訣別が強調されるが、この印象は実は全体史にも大きく影響し、蓮如期のみで問題が位置付けられ、それ以降は等閑視されているように見受けられる。

これに対して、本稿では十六世紀前半、すなわち本願寺証如期に注目するのが大きな特徴である。実は『天文日記』には大坂本願寺と比叡山延暦寺の日常的関係が人的交流を中心に多見されるのであるが、従来あまり注目されてこなかった。その中で踏まえるべき主な先行研究としては、次の谷下一夢氏、遠藤一氏、草野顕之氏、石田晴男氏の議論がある。

まず、谷下氏による先駆的研究があり、本願寺の朝廷・青蓮院へ経済援助、証如の九条家猶子成りなどに見る本願寺の資格上昇、僧官位獲得、「本願寺は青蓮院の院家」、また西塔院との本末関係などがすでに論じられ<sup>(2)</sup>、真宗史の通説的理解に大きな影響を与えている。

次に、遠藤氏<sup>(3)</sup>は本願寺・一向一揆体制を論じる中で、中世寺院としての本願寺を意識し、大谷廟堂成立期の寺院史の意味を議論、また「門跡成」にあらためて注目し、これを本願寺教団における宗主権力の安定化の制度的保障と評価する。さらに青蓮院門跡の門流支配体制の中に本願寺はいわゆる「三綱の家」クラスの寺院として組み込まれていたと指摘、山科本願寺の成立と文明十二年（一四八〇）報恩講に戦国期本願寺の面期があると論じている。

戦国期本願寺教団の編成原理に「儀式」との連関を見る草野氏<sup>(4)</sup>は、遠藤氏の所論を一部批判しつつ、永正十七年（一五二〇）の教団制度化と永禄二年（一五五九）本願寺「門跡成」の二つの面期を論じ、門跡成の前提

状況となる実如・証如期の青蓮院・朝廷への接近と本願寺教団の制度化が対応することを論ずる。

一方で石田氏<sup>(5)</sup>は、谷下氏の研究を再評価しつつ、本願寺証如と戦国期畿内社会における諸勢力（武家・寺家・公家）の音信関係に注目して『天文日記』などを分析、そのなかで山門西塔院・青蓮院門跡との関係についても論じている。この分析から、本願寺は戦国期社会の孤児でも覇者でもなく、既存の社会秩序体制の上にあつて相互依存・扶助の関係を維持していた、また本願寺の門跡成にしても財力にものをいわせて成し得られるものではなく、その前提に人脈と社会的地位の獲得が必要であつたという指摘は重要である。

以上の議論をふまえ、本稿ではあらためて、「本願寺教団と比叡山」の関係について論じていくが、その際に従来の研究史と異なる本稿のさらなる独自性は、比叡山延暦寺における大衆組織と門跡体制<sup>(6)</sup>の並立構造に注目することである。『天文日記』を見る限り、本願寺は山門西塔院・青蓮院門跡とはそれぞれまったく別個に音信・交流をしている<sup>(7)</sup>。すなわち大衆と門跡はまったく交錯しないのであり、この注目すべき事象を検討することは、一方で戦国期比叡山延暦寺の実態解明にも寄与することになるろう。そこで、本稿では以下、第一節で戦国期本願寺と山門西塔院との関係性、第二節で戦国期本願寺と青蓮院門跡との関係性について、各個に検討し、最後にそれがどのような歴史的意味を持つのか考えてみることにしたい。

## 第一節 戦国期本願寺と山門西塔院

本節では、戦国期本願寺と山門西塔院（・大衆組織）の関係について検討する。そもそも、「山門」とは同じ天台宗の園城寺（三井寺）派を「寺門」とするのに対して延暦寺派を指す呼称である。比叡山延暦寺には山上の三塔十六谷と山下の近江坂本の寺家から構成される僧俗の人的集団Ⅱ大衆組織があり、山上の三塔の一つが西塔院である【表1】。残りの二つは東塔・横川）。その山門西塔院と本願寺がいつどのようにして関係を結び展開するののかについては、後述するとして、まず『天文日記』を紐解いてみると、その関係記述は①末寺銭納入、②諸問題（日蓮党退治など）への対処・合力要請、③山門法会への役負担・奉加、④山門領をめぐる交渉、の四点に

【表1】比叡山西塔地区（16世紀頃・推定）

惣堂分	釈迦堂、西塔院、法華堂・常行堂、宝幢院、相輪塔、丈六堂、西塔大日院、政所
北谷	瑠璃堂、東陽坊、正観院（鞍馬寺本坊）、正教坊（後に石泉院）、別所黒谷
東谷	鎮守六所宮、妙観院、阿弥陀坊
南谷	椿堂
南尾谷	経蔵院、西学坊、上乘院
北尾谷	竹林院、蓮実堂、尊林坊

※『天文日記』、また『回峯手文古記』（1523頃）・『巡礼所作次第』（1597頃）に見られる堂舎名。

※参考…渡辺守順他編『比叡山』（法蔵館、1987）、武覚超『比叡山三塔諸堂沿革史』（叡山学院、1993）、同『比叡山諸堂史の研究』（法蔵館、2008）

整理できる。

石田晴男氏はこれらを検討し、「本願寺が西塔院の末寺であると認識されていたことは間違いのない事実」であり、「末寺には、本寺からの厳しい規制」があったとして、比叡山側の強い規制を強調し、本願寺の立場を限定する議論を展開する<sup>(8)</sup>。しかし『天文日記』から相互の交渉過程における人的交流の実態や、本願寺の山門に対する態度を読み込んでいくと、山門側が本願寺を厳しい規制下においていたとは言い難い。西塔院と本願寺が「本末」関係にあったことは史料上、確かであるとして、その内実がどうであったか、さらに踏み込んで検討する必要がある。そこでまず①末寺銭納入について見ていきたい。

#### (一) 西塔院への末寺銭納入

山門西塔院と本願寺の本末関係は、寛正六年（一四六五）大谷破却、いわゆる「寛正の法難」の事後処理において成立した関係である<sup>(9)</sup>（後述）。それ以前については、本願寺の前身である大谷廟堂の敷地をめぐる覚恵・覚如が唯善（覚如異父兄）と争った事件（いわゆる「唯善事件」）や、覚如・存覚の学僧活動などから青蓮院門跡と初期本願寺との関係は指摘できるものの、三塔十六谷や山門大衆と本願寺との関係は、同時代史料からはほとんどうかがえない。

青蓮院との関係については第二節で述べるとして、三塔十六谷との関係についてわずかな史料を探っておけば、

戦国期の史料ではあるが、「本福寺記録」<sup>(10)</sup>に横川飯室谷を指して「カツテノ谷」と記されている。初期本願寺が横川飯室谷に所属していたことを思わせるが、本願寺の本所であった妙香院（青蓮院院家）が横川飯室谷に所属していた<sup>(11)</sup>ことが前提にあるものと見られる。またこれは『親鸞伝絵』<sup>(12)</sup>の「とこしなへに楞嚴横河の余流をたゝえて」という言説にも附合し、伝統的な天台浄土教との関係が想起される点でも注目すべきである<sup>(13)</sup>。そのほか同時代史料にみえる山門大衆との接触と言えば『祇園執行日記』<sup>(14)</sup>に散見される「一向堂破却」が大きな問題ではあるが、概して日常的交流は確認し難い。

さて、大谷破却自体の経緯についてはここでは措くとして、その歴史的意義については、本願寺蓮如の活動に対し危機感を抱いた山門が大衆・犬神人を発向させて東山の大谷本願寺を破却した歴史的事件ではあるものの、この事件は前掲の「一向堂破却」と同レベルであり、山門にとっては「他宗」攻撃というものではなく、あくまで自らの秩序内における異端の浄化であった。この破却が断行されたこと自体、蓮如時代・寛正年間の本願寺が、社会的な認識としては完全に山門の支配秩序下にあったことを示しているものであり、すなわちこの時点での社会的勢力としての本願寺「教団」の形成を過大評価すべきではないと考える。

ここで問題になるのは、事件の帰結として出された「比叡山三塔集會事書」<sup>(15)</sup>、特に西塔院政所集會事書の内容である。破却の翌年の応仁元年（一四六六）、比叡山の三塔が、それぞれ執行代（東塔・西塔）・別当代（横川）と学頭の連署で、本願寺を安堵する事書を発給している。西塔院の集會事書写を次に掲げる。

【史料1】西塔院政所集會事書寫

山門西塔院政所集會議曰

右白河大谷本願寺者、可專弥陀悲願處

以凡情僻執之宗為本之間、去寛正六年京洛云辺里云、根本枝葉皆以令刑罰處也、爰彼末孫光養丸、守根本一向專宗置畢、新加当院末寺、釈迦堂奉寄分毎年参仔足可奉獻之由、依為青蓮院境内之候仁、自御門跡重々御籌策之間、被濃段者也、雖然背契約之旨、且興邪教、且返奉寄、速可令追罰者也、仍為後証龜鏡、十學頭連暑之狀如件、

応仁元年三月 日 西塔院執行代法印慶隆

一學頭法印北谷叡運在判 二學頭法印鏡運在判

一學頭法印東谷快運在判 二學頭法印覚信在判

一學頭法印權大僧都木慶在判 二學頭法印木嚴在判

一學頭法印南尾頼誉在判 二學頭法印權大僧都永隆在判

一學頭法印遍算在判 二學頭法印祐秀在判

本願寺雜掌

この事書には、白河大谷本願寺は阿弥陀如來の悲願を専らにすべきところ、凡情により「僻執之宗」を本とし

戦国期の太坂本願寺教團と比叡山延曆寺

たので、去る寛正六年（一四六五）に京都・近郊すべての関係者を処罰、ここに「彼末孫光養丸」（＝実如）は「根本一向専宗」を守るということで、あらたに当院（＝西塔院）の末寺に加え、釈迦堂への奉寄分として毎年三千疋の奉獻を、（本願寺は）「青蓮院境内之候仁」であるため、（青蓮院）門跡より「重々御籌策」があり、濃談して決定した。しかしこの契約に背けば、すみやかに追罰する、という内容が西塔院執行代法印慶隆と十学頭の連署で述べられている。

ここに本願寺が西塔院に対し毎年末寺錢三千疋を納入するという関係、つまり本末関係を結ぶという内容が盛り込まれたのである。この後、山科本願寺時代を通じて山門との関係推移や末寺錢の納入実態は詳らかにはならないが、『天文日記』天文五年（一五三六）六月十日条に「山門へ末寺錢如毎年三千疋かわし二にして遣候」や天文二十三年（一五五五）三月十七日条に「西塔院より末寺錢去年分事、催促状来候間、可遣之由、所申付成」とあることなどから<sup>(16)</sup>、末寺錢納入は毎年、継続的になされていた<sup>(17)</sup>。ただし、年末に出される催促状に依じてすぐに納める時もあれば（天文七・八・九・十一・十三）、年が明けて山門から再度の催促状を受けて納める場合も多い（天文五く六・六く七・十く十一・十五く十六、二十く二十一、二十一く二十二、二十二く二十三）。事柄の性格上、本願寺証如側の意識は低いということである<sup>(18)</sup>。

ところで、なぜ西塔院なのであろうか。この結びつきに関する直接的な要因は明らかにならない。山門側の要因としては実際に破却に向かった西塔院の意向、また青蓮院の「濃談」の内容が想定されるが、詳細は不明である。一方で、本願寺側の要因として一つ想定されるのは、蓮如門弟として著名な法住の帰依以来、本願寺の有力基盤

となつた堅田と比叡山との関係である。『本福寺由来記』<sup>(19)</sup>では、大谷本願寺破却の後、応仁元年に堅田に下向した蓮如が山門の赦免を得るために堅田大宮の鳥居に礼銭を積んだと伝えられている。さらに破却後の「扱」において、本願寺実如の本坊は西塔正教房、下間筑前の本坊は同じく西塔西覚房（西学坊）、堅田法住の本坊は知音のある東塔北谷覚恩房と記す。また「其後、山門十六谷ニ、方々ヨリ三千貫入トカヤ、三十ヶ年経テ西覚坊、本願寺ヨリ銭ヲ取タル者、果惡シト悟ラレケル、カク末寺ト申カケ、末寺役ニ毎年三十貫文、三塔へ御登アル、西覚坊支配トソ」とあり、末寺銭納入についても、おおよそ『天文日記』の内容と合致する内容が記されている。さらに三塔以外の堂舎への奉加については、横川飯室谷へ、青蓮院慈鎮と親鸞の故実、「カツテノ谷」であることを理由に灯明料を毎年寄進しているという。

このなかでとくに注目すべきは、実如の本坊を西塔正教房とする言説である。一方で『日野一流系図』<sup>(20)</sup>によれば、蓮如長男の順如は青蓮院の院家である「定法寺大僧正実助弟子」、実如は「青蓮院准后尊応門侶」ともいう。これらの史料の前後関係や整合性などさらに検討すべき点があるが、長男順如ではなく、応仁元年当時、数え十歳の五男実如が後継者に定められたこと、これらの言説の間には何らかの関係が想定されよう。

以上から天文年間以前の本願寺についてまとめれば、寛正六年以前の本願寺は「青蓮院境内之候仁」でありかつ三塔十六谷への所屬としては本所妙香院を通じた横川飯室谷が考えられる。それが大谷破却により一旦関係が清算され、あらためて青蓮院とも相談の結果、末寺銭納入を媒介とする本末関係を西塔院と結ぶ。これにより比叡山西塔院末寺としての所屬が定まる。そしてその後も継続的な関係が見出せることから、大谷破却以降、蓮如

の本願寺教団が比叡山と訣別したという一般の見解に修正が必要なことは間違いないが、次の課題は、この末寺銭納入のみを媒介に結ばれた本末関係が、蓮如から実如・証如と相承し、教団が形成、確立していく戦国期本願寺にとって、果たしてどれほどの実態や意味があったのかということである。そこで次に『天文日記』に記された、本末関係が絡む具体的な一事件について検討してみたい。

(二)「州崎・河合」一件

ここでとりあげる天文七年（一五三八）のいわゆる「洲崎・河合」一件は、西塔院と本願寺の「本末」を含む関係の実態を象徴的に示す事件として重要である。この事件についてはすでに井上鋭夫氏、北西弘氏らによる言及があり、また石田晴男氏によっても検討されているが<sup>(註)</sup>、あらためて史料に即し、事件の内容を再検討してみたい。

事の直接的な発端は天文七年八月十二日である。次に掲げる【史料2】によれば、山門が三院の連署で洲崎・河合の侘事について本願寺に申し入れてきた。使者として西塔院執行代・西学坊・尊林坊の三人に、随行する公文兩人を併せて五人が大坂に下向してくるという。

【史料2】『天文日記』天文七年八月十二日条 (22)

▽一、遊事候 従山門三院、以連署、洲崎并河合侘事之儀、被申候、為使者、西塔執行代、又西学坊、尊林坊、此三人来候、又公文兩人来之由候、

ここに出てくる洲崎は洲崎兵庫、河合は河合八郎左衛門で、兩人とも加賀河北郡の「郡中」の人物で、要するに加賀一向一揆の大將格である。彼らは在地に強力な実権を持ち、莊園を次々と押領していた。先立つ天文六年十二月、同じく「郡中」の一人である鈴見長門が、享祿四年（一五三一）の大小一揆（享祿の錯乱）の際に小一揆（加賀三か寺）方についていたことが発覚して本願寺証如から処罰を受けるが、その際に鈴見に同調した洲崎・河合兩人も証如の勘気を蒙り、加賀から飛驒へ退いた。その彼らが、山門を仲介人として詫事を申し入れてきたのが、この天文七年八月の段階である。続いて次の【史料3】を詳しく検討する。

【史料3】『天文日記』天文七年八月十四・十五日条 (23)

▽一、返事シ候 山門西塔院使ニ今日対面候、仍従西塔一院五種十荷来、使者西学坊、西執行代、尊林坊、公文所上総行、事也、又公文一人坊松井此五人なり、兩人の公文役者候間、衆徒ニひとしきよし候間、相伴ニ出候はん由申候へ共、

以七郎右衛門、内儀にて余ニ多人数候間、其詮（こと）の取てと申候へハ、上綱行事をはよひ候てと申候間よひ候、

此方相伴に者、兼誉、経照、左衛門大夫斗也、二献にてあひ候、初献愚身はしめ候西学へ礼二度仕候へハ、即酌取候間、各へ不能礼候、其蓋西学愚前

ニテ吞候、二獻西学に坏はしめさせ候也、此末盃、松井坊をよひ出候てのませ候ハんと思候へ者、盃一返回候間酌シ候

へハ、はや各立候間、不及是非候、各帰候時座敷にてそと送候、

十五日

△一、山門へ返礼出之、口状申事ニハ、先各遠路下向劬勞之由、又西塔院よりの樽祝着之由申候、抑洲崎・河合事、条々子細共候、殊宗躰法度有之事候条、重助言ヲ此段不可被申之候、此儀、上意へ申入、被成御心得之由、被仰出候、細川、少弼などへも成其届候へハ、不可有許容之由候、此儀者、自何方雖示給候、不可令承引儀候間、各烈參可有之由候、仮令雖下向候、令領状間敷候、至其期、述仏無其曲之由、不可被申之候、為案内申候、於無等閑者、坂本ニ居住之由候間、被相払候者、可為祝着之由申出之候、

八月十四日、大坂本願寺に下向してきた山門の使者五人に証如は二獻にて対面した。ここで初獻を証如、二獻目を山門使者西学坊が始めていることは、両者の関係問題において大きな注意が必要である（後述）。

翌十五日、証如は山門方に返礼しているが、その際に洲崎・河合については、「宗躰法度」の儀があることを理由に山門の口入を拒否している。さらに上意（室町幕府）や細川（春元）・少弼（六角定頼）に届けていることも理由に「不可有許容」といい、この件はどこから示されても承引できないと述べたところ、山門は「烈參」をちらつかせるが、証如は、たとえ下向してきても「領状」しないと念を押し、さらに坂本に居住している洲崎・河合兩人を追い払うよう、逆に要請さえしている。

これをうけて山門の大衆二十人ほどが、十月に至つて大坂に列参して来る。その際の経緯は次の記述による。

【史料4】『天文日記』天文七年十月二十二・二十三・二十六日条<sup>(24)</sup>

▽一、<sup>返事申</sup>從延曆寺三院、衆徒廿人計号烈参、去十七日雖下向候、最前以申候筋目、左衛門大夫不可取次之由、申

候て候へとも、重而以書状被申候間、余ニ承事候間、雖有折檻、一往可申聞敷之由、十九日比ニ返事遣之訖、

依今日、為衆儀之一書、被出之<sup>洲崎一書 同被添之</sup>、彼一書五ヶ条雖有之、取其要、讒訴人申通、此方ニ正之由候、又可

遂糾明なと被申候、洲崎・河合兩人事也、

△一、返事、遠路下向、劬身劳察入候、彼兩人事者、先度被申候時、委曲申述候訖、上意辺まで申入候事候条、

自何方雖承候、不可令承引候間、各扱ヲ可被相止候、又一書通、一々雖可令其返事、申扱ましく候間、無其儀、

然而余ニ不及是非候へハ如何候条、取其要申候、とて使の手日記とて記之遣之、其謂者、長門惡逆付而可成

敗由申付<sup>候</sup>口<sup>候</sup>、号謀書不用之、剩<sup>候</sup>■此方之儀令馳走輩相果之、逐払之、恣令進上、■乱■國中奴原候間、可

有分別哉、此上者、讒訴人も無之、糾明之沙汰にも不及由申候、使者平井七郎右衛門也、雖可有見参候、咳

氣之条不及是非候、仍五種十荷遣之、可有賞翫之由申遣之候、兩人一書相違儀候由申候、

廿三日

▽一、<sup>返礼候</sup>從三院下向候衆、拾合十荷、以役者<sup>公文</sup>所<sup>所</sup>到来候、即祝着之由申て、返之候、(中略)

△一、今日山門衆悉帰候、

十七日の下向に際し、左衛門大夫（下間光頼）は、以前申した「筋目」（＝「宗躰法度」）を理由に一度は証如への取次を拒否したが、重ねて書状で申し入れてくるため、証如は「折檻」があるけれども「一往」申し聞くべきかとして十九日頃に返事をしたところ、二十二日に山門は「衆儀之一書」五箇条に「洲崎一書」を添えて出してきた。

その返事として証如は、両人のことは先にも述べた理由のため承引できない、山門は仲裁をやめてほしいとして、「使の手日記」なるものを遣わしている。その内容は、鈴見長門の悪逆につき成敗を申し付けたところ、「謀書」と号して従わないばかりか本願寺からの「馳走輩」に乱暴を働き、国を乱す連中である、さらに讒訴人もそもそも存在しないので糾明の必要自体がないことを、使者平井七郎右衛門を通じて山門に伝えている。

続いて、翌日には山門下向衆から「拾合十荷」が「公文所」を通じて到来するも即、祝着と伝えて返している。そして、山門からの下向衆は二十六日に帰った（以上、【史料4】）。

事件は十一月に至って落着する。次の二か条から見よう。

【史料5】『天文日記』天文七年十一月二日条<sup>(25)</sup>

▽一、山門三院へ為先度<sup>返事候</sup><sub>下向衆ヨリ</sub>返礼、以平井七郎右衛門、遣之候、彼加州洲崎・河合事、向後可被止助言候者、

祝着之由申候、

【史料6】『天文日記』天文七年十一月十三日条<sup>(26)</sup>

▽一、自山門、七郎右衛門帰候、惣山、左衛門大夫へ返状候、衆悦之由候、惣中申事■二ハ、今度之儀、無曲候、如此之儀申もならひ候、又無承引儀も■有之事情、各罷下之処、不对面之段、無曲との憤候由、西塔院執行代申候間、使申事二ハ、最前被申事二ハ、彼洲崎・河合事、条々子細有之間、重而被申儀候共不可有承引候、至其期不及述懐之様にと申たる事にて候、日連党類儀などを此方より申候共、可有承伏候哉、是以可有分別候、其折節□用共と候へハ、被立候事候処、承候通、難令分別之由、使申て彼方をつめ候、西塔院事ハ本末之儀候間、惣山之儀可申破と申候つるよし候、

▽一、西塔院祝着之由、執行代返事候、

▽一、西学坊・蓮花院・星輪院、祝味之由、返状共候、

本願寺の使者として平井七郎右衛門が比叡山に赴き（【史料5】）、「惣山」から左衛門大夫への「返状」を携えて大坂に帰る。比叡山にて大衆「惣中」の憤りを西塔院執行代が七郎右衛門に伝え問い詰めてくるのに対し、七郎右衛門は、「洲崎河合事」は重ねて承引できない、「日蓮党類儀」などを本願寺が山門へ申しかけても承伏しないだろうと述べて分別を求め、逆に問い詰めて「西塔院事ハ本末之儀」なのだから「惣山之儀」を申し破って欲しいと要請している。これに対し西塔院から「祝着之由」が執行代より返事され、西学坊・蓮花院・星輪院よりも祝着の返事が出されている（以上、【史料6】）。これにて山門と本願寺との緊張関係は収束したと見てよいだろう。

ちなみに洲崎・河合はこの翌年、実権回復をねらい越前に攻め入るが、果たせなかったという。

以上、事件の経緯を追った。この一件の背景には畿内・北陸の政治情勢が深く絡んでいるものと見られ、当該地域における山門秩序の影響力などの問題も興味深い。ここで注目するのは、この一件で本願寺が示した「宗鉢法度」と「西塔院事ハ本末之儀」という二つの論理の存在である。下坂氏と石田氏とともに後者のみを強調し、本寺西塔院の影響力を示す事件として捉えるが<sup>(27)</sup>、事件の内容を見れば、むしろ本願寺側が主体的に対処する相互関係のほうが顕著であり、そこで本願寺が二つの論理を同時に用いたところにこそ問題があるものと思われる。

ここには本願寺が自らの宗派・教団としての独自性を主張すると同時に、山門秩序（本末関係）をも尊重するという姿勢の並立が見出せる。本願寺側は、教団内部の問題として山門側の介入を拒否する姿勢で一貫しており、さらに本願寺と洲崎・河合の関係を、山門と日蓮党の關係に比して分別を求めている。ここに本願寺の独立した「宗」としての自己主張が、さりげなくも実は強烈に表れているとも言えよう。「宗鉢法度」は実在法云々よりも、明らかに本願寺教団が自らの枠組みを認識した表現であることが重要と考える<sup>(28)</sup>。

一方で西塔院に対しては、「本末之儀」を楯に「惣山」の決定を覆すよう要請しているのであるが、内部干渉を拒否しつつ本願寺側に利する要請のみ行うのであるから、これはむしろ、「本末」を逆手に取った本願寺側からの要求と言えよう。

結局のところ山門は、末寺であるはずの本願寺に対し「列参」など一応作法に則って要求はしたものの果たせず、

結果的に本願寺教団内部の問題にはまったく介入できなかったのである。そもそも山門にして見れば、この一件はあくまで、洲崎・河合からの依頼に応じて本願寺に要請をかけたに過ぎなかった可能性が【史料6】の冒頭よりうかがえ、積極的に本願寺への介入を試みたわけでもなかったのかもしれない。しかしこれは結果的に、当期の本願寺との関係状況が鮮明に浮き出た事件となった。

以上のことから証如期・天文年間に至っては、比叡山が本願寺を実質的支配下に置くことはすでにできない勢力関係にあったと見るほうが妥当であろう。前述した蓮如期・寛正年間とは明らかに状況の異なる相互関係が見出せるのであり、ここに本願寺教団の、戦国期宗教勢力としての社会的位置の上昇が指摘できる。

### (三) 本願寺に対する山門大衆の動向

次に、『天文日記』に見られる本願寺に関与した山門大衆の人的動向の具体相を検討することで、さらに考察を進めていきたい。

#### 1 末寺銭納入の経路

まず、あらためて山門西塔院と本願寺の関係の基軸となる末寺銭納入について、その経路を確認してみると、『天文日記』からは毎年末に西塔院から催促状が到来、それに応じて末寺銭を納めていることが知られる。天文六年（一五三七）十二月二十八日条には「▽一従山門西塔院末寺銭為催促、西学坊へ対し一院連署有之、又彼坊書状もあ

り、又四至内坊状もあり」とあり<sup>(29)</sup>、西塔院一院、使者西学坊、寺家四至内坊が各々書状を認めている。ここに坂本の寺家を經由して到来・納入する経路が見出されよう。なおこの末寺銭納入を差配する西学坊は専ら山門内の本願寺担当者である。その坊舎は前述の本福寺記録に下間氏の本坊とされており、末寺銭納入という経済関係の背景としても興味深い。

## 2 本願寺への使者と西塔院執行代

『天文日記』にみえる山門西塔院からの本願寺への使者としては西学坊のほか、正教坊、阿弥陀坊、尊林坊らが確認できる<sup>(30)</sup>。また「西塔院執行代」と注記される人物も、「喜楽坊」(天文五・三・二四)、「西学坊」(天文五・九・二三)、「阿弥陀坊」(天文九・九・十一、同十三・八・二三)、「正教坊」(天文十三・八・二三)である。つまり使者と執行代を担う人物はほぼ一致していると言える。そこでさらに山上西塔院において戦国期に存続していたと推測される坊舎群<sup>(31)</sup>と本願寺への使者・執行代の坊名を重ね合わせてみると、およそ各谷の代表者が執行代を担うのが実態であることもうかがえる。

戦国期成立とされる延暦寺寺家の故実書『驪驢嘶餘』<sup>(32)</sup>によれば、「東塔西塔ハ執行ト云也。横川ハ別当ト云ナリ。衆僧ノ一老任之役也。執行代別当代ニ若キ衆徒任之。」とあり、山門大衆組織は各院の頂点に「衆僧ノ一老」が就任し、「若キ衆徒」が執行代(別当代)すなわち実働責任者という形態が見出され、これは『天文日記』にみえる執行代の実態とも合致する。

以上のことから、山門の執行代個人の身分的地位はそれほど高くなかったと見られるのであり、これは本願寺

との相互関係において大きな問題となる。

### 3 本願寺証如と山門使者の対面儀礼

山門大衆の身分的位置について、実際に本願寺に下向した際に証如と行った対面儀礼からうかがってみたい。西学坊ら山門大衆が使者として大坂に下向した際には、二献あるいは三献にて対面が行われているが、いずれも証如が先に始め、使者に酌をさせている<sup>(33)</sup>。

このような対面儀礼は基本的に相対する個人の身分的位置、この場合は僧位・僧官、の上下に関わるものである。どちらが先に始めるのかという問題については天文五年（一五三六）九月七日に醍醐水本報恩院が大坂本願寺を訪れた際、「初献ハ報恩院より盃まいらせ候ハんと覚悟候処に、酌被取候て、愚ニのミ候へと被申候間、無力のミ候」<sup>(34)</sup>とあるように、基本的に身分的に上位にあるものが先に始めるものと見られる。

西塔院と本願寺の寺院相互の本末関係と、僧侶個人の本願寺宗主が使者・執行代よりも上位にあるという矛盾的状况が、対面儀礼の場においても表出していると言えよう。

### 4 その他の関係

以上のことをふまえて、本節冒頭で整理した『天文日記』の関係記述②③④を捉え直してみたい。

②の具体例は天文五年（一五三六）の「日連宗退治」<sup>(35)</sup>への合力要請、天文十年（一五四一）の根来寺覚鑊大師号事件<sup>(36)</sup>である。下坂・右田両氏によれば、これらは本末関係に基づくものというが、山門側としてはまったくその通りの認識であろう。確かに天文五年の事例では本願寺は要請の翌月、三万疋を三院に上げており異論

なく合力している。しかしこの背景には先立つ天文一向一揆に関する赦免金の意味合いも強いのではないだろうか。また天文十年の段階では、本願寺は矢錢要請には承知しつつも「公武」に対し事を構えることには「無先例」として懸念を表明しており、ここに状況の変化が見出せるようである。しかしいわゆる合力銭の類については、基本的に本願寺は協力する態度を見せている。

ところが、③山門法会への役員担や奉加の場合、本願寺はまったく異なる態度を明確にする。天文八年（一五三九）の元三会捧物役<sup>37</sup>や天文十五・六年（一五四六・七）の日吉社新礼拝講執事役<sup>38</sup>など、山門（横川楞嚴院・西塔院）から突然やってくる法会役差定については、「殊前々如此之儀無之事候」（天文八・十・五）、「先々勤仕之例無之通、堅申放」（天文十五・四・二十六）など、前例がないとして本願寺はことごとく辞退している。執拗な要請にもかかわらず、本願寺は山門法会の役差配には一切拒否しているのである。

一方で、奉加については適宜納めている。たとえば天文十三年（一五四四）七月に洪水で流失した山門黒谷法然上人御影堂の再建には千疋を奉加している<sup>39</sup>。これには青蓮院・知恩院との関係が背景にあり、また法然と親鸞の関係が前提にあると考えば当然のことかもしれない。もう一例、天文二十二年（一五五三）十二月二十七日、日吉二宮遷宮に関しても千疋の奉加が確認できるが<sup>40</sup>、いずれにしても以上における本願寺の態度は、本寺からの厳しい規制のみに支配されていると言うより、その主体的な判断によって決定されていると見たほうが妥当である。

最後に④については、たとえば加賀・伊勢など本願寺が影響力を持つ所在地に所在した山門領に問題が発生した

場合に口入を求める事例<sup>(41)</sup>であるが、西塔院に限らず他方より要請され、山門内の他院においても西塔院を通さず個別に本願寺に音信していることから、「本末」関係に基づくものではない。これは本願寺の在地への影響力が問題なのであって、証如もそれぞれの事例で異なった対応を見せているのである。

#### (四) 小結

本節の検討を総じて見るに、山門西塔院に対する本願寺の態度は一貫して受動的であることが明確である。本願寺の方から西塔院に対して働きかけた事例はまったく確認できず、よって本願寺側が実際にその関係をどれだけ重視していたかはかなり疑問である。とすれば、西塔院と本願寺の本末関係とは一体何であったのであろうか。十四世紀、山門は祇園社を別当・執行補任権を掌握する形で末社支配を行い、また大衆・公人の連携も密接に行なわれるような関係にあったという<sup>(42)</sup>。これが典型的な中世的本末関係の一例であるとすれば、本節で見えてきたような西塔院と本願寺の関係はかなり異質である。

一方で、本願寺と同様に戦国期宗教勢力に位置付けられる法華教団の寺院もまた、十六世紀に山門への礼銭納入を誓約したという<sup>(43)</sup>。このような十五・十六世紀に見られる金銭納入を媒介にした本末関係は、出現し台頭する「戦国期宗教勢力」に対する既存勢力側のやむなき対応策でしかなかったのではないだろうか。補任権の掌握のような人的介入がもはや不可能な実力関係の中で、なお山門秩序につなぎとめておくために金銭を媒介にし、

個人ではなく寺院間の「本末」契約が用いられたものと考えられよう。

下坂守氏は中世における「本末之契約」を論じ、本願寺などもその一例として取り上げる<sup>(44)</sup>。中で、本末契約に関し、末寺の義務に末寺錢上納などを、本寺の義務に朝廷・幕府への訴訟の取次ぎなどを挙げる。しかし西塔院と本願寺の事例を見れば、西塔院はまったく本寺としての義務を果たせてはいない。むしろ末寺錢納入のみを糸口にして本願寺に対しさまざまな経済的要求をしているだけというのが実態である。それに対して、もはや何らのメリットもない本願寺が何故それに応じているかと言えば、それは蓮如期以来の先例に従っただけの安全保障に過ぎないと言えるのではないだろうか。

ここに、〈戦国期宗教勢力〉本願寺教団の社会的台頭と、それに相應する〈中世宗教勢力〉比叡山延暦寺の実力低下という対比的状況を見出すことができよう。

## 第二節 戦国期本願寺と青蓮院門跡

本節では戦国期本願寺と青蓮院門跡の関係性について検討する。青蓮院と本願寺の関係史についても前述したように、史実・伝承を取り混ぜてよく知られているが、中世・戦国期の実態に即して把握し直す必要がある。先行研究も前述のように谷下氏、遠藤氏、草野氏、石田氏らの研究があり<sup>(45)</sup>、また脇田晴子氏<sup>(46)</sup>も検討を加え、本願寺の貴族化を論じているが、本稿の問題設定に従い、あらためて検討してみよう。

そこで再び、手がかりとなる『天文日記』の関係記述を見渡していくと、①門主に対する儀礼（年季挨拶・贈物）、②門跡・院家の各種法会・堂社修造への奉加（香典）、③加賀領国関係をめぐる諸所との仲介、④禁裏（朝廷）との取次、と整理できる。このような関係がどのような関係構造のなかで行われているのか、青蓮院門跡の門室組織と本願寺の関係を検討しつつ、以下論じていきたい。

## （一）青蓮院門室組織と本願寺

### 1 青蓮院門跡と初期本願寺

まず、初期本願寺時代における青蓮院門跡との関係について触れておきたい。親鸞が慈鎮（慈円）のもとで得度したという『親鸞伝絵』の伝承もあり、また一般的に「本願寺は青蓮院の末寺」と言われるように、両者の関係は自明のように考えられがちである。しかしながら同時代史料から両者の関係が確実にうかがえるのは、いわゆる「唯善事件」における争論のある段階からであり、これとて実は両者が寺院間の本末関係にあるわけではないのである。この問題については別に検討が必要であるが、およそ以下のように見通しておきたい。

本願寺の前身である大谷廟堂は「青蓮院境内之候仁」（史料1）であり、その敷地は青蓮院門跡の有力院家妙香院に所領されていた<sup>47</sup>。「候仁」は「候人」と見られ、『驍驢嘶餘』に「一、候人ハ。門跡ニ召使ハルル惣衆

ヲ云也」とあるが、門跡被官の総称程度の意味合いしか読み取れず、その実態はわからない。永村眞氏の研究によれば「候人」は坊官を指すという<sup>(48)</sup>。しかしそれは南都の事例からの指摘であり、また本願寺が青蓮院の坊官であったとは言い得ないだろう。天台・真言・南都の門跡・寺院組織にはそれぞれに相違が多く見受けられることに注意する必要がある。

また遠藤一氏は、本願寺住職（宗主）は日野一流出自の僧として僧位・僧官を得て青蓮院門跡の門流支配体制に組み込まれ、本願寺は「三綱の家」クラスで寺家を構成する寺院という<sup>(49)</sup>。僧侶・寺院のステータスにおいては妥当と思われるが、初期本願寺が実際に青蓮院門跡内において「三綱の家」として機能していた実態がみえない。山田雅教氏が論じた覚如・存覚らの学僧的活動のみが際立って見出せるといったところである<sup>(50)</sup>。

ところで、大田壮一郎氏は、妙香院を本所とした初期本願寺について、南北朝の青蓮院門跡の錯綜した状況下に位置付けて再検討し、東山大谷に所在する青蓮院門跡がその領域内に浄土教諸門流・諸寺院を広範に抱え込んでおり、そのような宗教環境の中に本願寺も存在していたという<sup>(51)</sup>。

これをふまえて言い換えれば、初期本願寺の社会的位置は青蓮院門跡の周縁部に位置した汎浄土教系集団の一門流の小拠点ということになる。人的な法流関係や門跡内の寺院的功能があったにせよ、あくまで傍流に過ぎないのが実際のところであつただろう。この位置が大きく変化する画期が、遠藤氏が指摘する山科本願寺の成立であり、その延長線上に天文年間の大坂本願寺が位置付けられる。

2. 天文年間青蓮院門室組織の実態と本願寺

次に十六世紀、とくに天文年間の青蓮院門室組織の実態について検討し、本願寺の位置付けについて考えてみたい。青蓮院門跡の形成と展開については稲葉伸道氏の研究<sup>(53)</sup>が、中世青蓮院門室組織の研究としては伊藤俊一氏や下坂守氏の研究<sup>(54)</sup>があり、いずれも本稿で扱う十六世紀までは言及しないが、前提となる議論を展開している。

【表2】青蓮院門跡とその脇門跡・外様院家・院家・諸院家・坊官

門跡	青蓮院 (東塔南谷青蓮坊)
脇門跡	本覚院 (西塔東谷)、浄土寺 <sup>山上号金剛寿院</sup> 、寂場坊 <sup>号仰木</sup> (横川)、般若院 <sup>号裏築地門跡</sup> (西塔惣堂分) or 横川般若谷、実乗院 <sup>号岡崎門跡</sup> (山上禪定坊)、曼殊院 <sup>号竹内門跡</sup> (善法院)
外様院家 今称准門跡	本願寺 (妙香院領)、東本願寺、毫摂寺 <sup>非准門跡伝載諸院家下</sup> 、付録：専修寺、仏光寺、興正寺、錦織寺
院家	定法寺、安居院 (東塔北谷竹林院)、聖光院 (上乘院)、知恩院 (宇治平等院)、尊勝院 (横川般若谷 or 解脱谷)、東南院 (尊勝院)、真珠院 (尊勝院)、常楽院 (山上無動寺、尊勝院)、上乘院 (西塔南尾谷)、依正院 (尊勝院)
諸院家	蓮実院 (西塔北尾谷)、功德院、法輪院 (横川解脱谷)、石泉院 (西塔北谷正教坊)、真性院 <sup>真亦作心</sup> 、妙観院 (毘沙門堂流室)、明心院 <sup>亦作王</sup> (東塔北谷)、報恩院、南光院、禪明院、照泉院 <sup>照亦作松</sup> 、蓮泉院、智楽院、蓮門院、仏心院、十乗院、密乗院 (上乘院)、無量寿院、妙解院、金剛寿院 (脇門跡浄土寺)、宝光院 (東塔東谷)、宝光明院、不動院、三光院 (東塔東谷密蔵院)、阿■院、東福院、徳寿院、詮量院、蓮光院、毫摂寺
坊官 家	鳥居小路家、同庶流、大谷伊予家、同庶流、長谷家、大中臣棟長流、谷家、五条家、筋野刑部卿家、鹿谷家

※『華頂要略』を基に作成。下線強調は『天文日記』『経厚法印日記』で確認できる存在。

『ケン驢嘶餘』には「山門三門跡、脇門跡、院家、出世（清僧）、坊官（妻帯、同位、或有淨）、侍法師、山徒・衆徒同位也」とあり、天台門跡においては階梯的な秩序構成がうかがえる。伊藤・下坂両氏によれば、青蓮院の門室組織は、門主（門跡）を頂点とし、「執事」と「庁務」が実務を担う運営形態であったという。執事は門跡の家政を統括した役職で評定衆（評議機関）の代表者であり、『華頂要略』<sup>54</sup>によれば脇門跡や院家、時に出世クラスがこれに就任している。坊官が勤めた庁務は、執行機関「庁」の代表者であり、この就任変遷も『華頂要略』に記されている。この運営形態は天文年間においても見出せる。『華頂要略』に記される青蓮院の脇門跡・外様院家・院家・諸院家・坊官を参考にしつつ次に整理してみよう（表2）。

〔門主〕 天文十年（一五四一）に天台座主となる尊鎮が絶対的な存在感を持っていた<sup>55</sup>。尊鎮は時の後奈良天皇の弟であり、朝廷に対する強い発言力がうかがえる。逆に尊鎮が天文十九年（一五五〇）に死去した後は、伏見宮邦輔親王息が門室を相続したとされながら入室のないまま天文二十四年（一五五五）に十二歳で死去。その弟（後の青蓮院尊朝）が四歳で門室相続というが、当初は曼殊院門跡「竹内覚恕」が補佐、永祿五年（一五六二）に覚恕を戒師として十一歳で得度という（『華頂要略』）。この時期の青蓮院門主の実質的不在については谷下一夢氏が天文二十三年（一五五四）証如死去前日の頭如への得度戒師の執行の状況背景として指摘しているが<sup>56</sup>、さらに永祿二年（一五五九）の本願寺「門跡成」の状況背景としても捉えられる。

〔脇門跡〕 下坂氏によれば、曼殊院（竹内門跡）以外、十五世紀後半までに廃絶していたという<sup>57</sup>。確かに『天文日記』には「竹内殿」は多出するものの、その他は山門蓮華院が加賀「浄土寺門跡」領について問い合わせた

一例があるのみである。下坂氏は伝統的な脇門跡の事実上の廃絶に伴って、有力院家である定法寺・尊勝院などの脇門跡格化が志向されていたという。とすればこれも天文五年（一五三六）に本願寺が脇門跡成を望んだ状況背景になるだろう。

〔院家・諸院家・出世〕これらもまた、中世後期にはかなりの廃絶や吸収再編などがうかがえるが、『経厚法印日記』享祿四年（一五三一）八月二十八日条<sup>(58)</sup>には定法寺・尊勝院・上乘院・妙観院・松泉院・法輪院の実動が確認できる。このうち上乘院・定法寺・尊勝院は永正十五年（一五一八）本願寺実如への五箇条免許にも署名し<sup>(59)</sup>、歴代門室執事も勤める有力院家である。ただし『天文日記』では上乘院が天文五年（一五三六）、定法寺も天文七年（一五三八）「公助僧正遠行」以降、音信が絶え、定法寺の後に門室執事となった尊勝院のみが天文以降、永祿に至るまで本願寺と関係を持ち続けている。

妙観院・松泉院・法輪院の諸院家（出世？）のうち『天文日記』で確実に人的実動が確認できるのは法輪院のみである。法輪院猷静僧都は、天文六年（一五三七）十二月十二日に青蓮院門跡御殿の修造に関し鳥居小路経乗とともに大坂本願寺に来訪しており<sup>(60)</sup>、使者としての役割が確認できる。また、松泉院応全は、永祿四年（一五五九）親鸞三百回忌の際に天台の儀式作法を大坂本願寺に教える「青蓮院門跡ノ出世」として『今古独語』<sup>(61)</sup>にその名がみえる。

〔坊官（庁務）〕『華頂要略』に大永七年（一五二七）から天文十一年（一五四二）までが鳥居小路経厚、同年から天文二十年（一五四九）までが鳥居小路経乗、その次は永祿元年（一五五八）まで長谷玄頼と記され、『天文

日記』からも相応する実態が確認できる。このうち鳥居小路父子と大坂本願寺の関係については後述する。

『本願寺』『華頂要略』には「外様院家」に立項、「当寺雖非台家自旧属青蓮院殿門下。被称外様之院家也」とされる。そのほか谷下氏が「本願寺は青蓮院の院家」とする史料の根拠を確認してみると、『天文日記』天文十年（一五四一）九月三日条<sup>62</sup>に記録されている「朝倉右衛門入道」が本願寺に送った末代門下（弟子）となる旨の誓約書の一条に「一、参郡 御院家様江進上可申上事」とあり、同じく記録されている下間丹後への書状にも「一、御院家様江申上儀、弥可然之様、頼堯御取合憑入事」とある。また『言継卿記』天文十三年（一五四四）五月二十五日条には「一、今日八時分、白光院、本願寺へ礼に被行、従彼方時分被申候了、院家へ太刀持、馬、代、同母儀慶寿院百疋（後略）」とあり、慶寿院は証如母だから、山科言継は間違いなく証如を指して「院家」と記している。これらの史料から確かに天文年間、本願寺が青蓮院の院家であるという広い社会的認識があつた可能性は高い。

しかし、前述の「境内之候仁」、また慶長年間の史料ではあるが「元祖真鸞上人へ青蓮院門跡ノ出世也」<sup>63</sup>という言説があること、さらに中世後期における従来の秩序崩壊という状況背景からすれば、「候仁」「出世」から「院家」へという階梯の上昇を想定するほうが妥当であろう。そしてその延長線上に、脇門跡成申請（天文五年）、門跡成（永禄二年）が位置付けられるのである。

## （二）大坂本願寺と青蓮院門跡の音信関係

これまでに検討した関係をふまえつつ、次には大坂本願寺と青蓮院門跡の具体的関係について『天文日記』を中心に検討していく。

### ① 年季挨拶・贈答儀礼

本願寺証如は青蓮院に年頭礼・歳暮の音信・贈答を毎年している。年頭礼は門跡尊鎮と取次の坊官（鳥居小路経乗など）の二者に行う。歳暮は、たとえば天文九年（一五三九）十二月二十三日の事例では証如の音信に加え、鳥居小路経厚の一札が添えられている<sup>(64)</sup>。また各地の門徒からの上納と見られる密（蓮根）・白瓜・蜜柑・桃・江州木練・青苔・水仙花・小塩和布など多彩な献上品が本願寺から青蓮院にしばしば上げられている<sup>(65)</sup>。

一方、青蓮院からの音信もさまざまで、天文六年（一五三六）三月二十七日には門跡より初めて御書が下され、同時に「勅作」の「黒方十貝」<sup>(66)</sup> 拝領、天文十年（一五四〇）正月二十七日には本願寺前住実如の十七回忌に「小経一卷」<sup>(67)</sup> 拝領、また天文九年（一五三九）八月五日に「万葉集八卷并註尺五冊」<sup>(68)</sup> 借覽返納、同年十月十六日には「愚問賢注」「伊勢物語」<sup>(69)</sup> 拝領など文化的交流も豊かである<sup>(70)</sup>。

以上のやりとりをめぐる記述から確認できる青蓮院・本願寺間のルートは次のようなものである。

尊鎮――経乗――（経乗――兼盛・下間――）証如

青蓮院は庁務（坊官）を通じて本願寺へ音信、本願寺も基本的に家臣下間氏を通じて経乗に應對、門跡への上京使者としては麻生・八尾新四郎といった家臣の存在もうかがえるが、鳥居小路経厚が存命中は、この経厚を経由してその息子で庁務を務めた経乗へ、という場合が多かった。さらに、とくに本願寺から何かを望む場合、本

願寺常住一家衆である兼盛（顯証寺実淳）から経厚を通じるルートもあった。

## ②各種法会・堂社修造への奉加

香典については、尊鎮母の一周忌・三回忌・七回忌法要に三百疋<sup>(89)</sup>、天文六年（一五三七）の十楽院二十五回忌に千疋<sup>(70)</sup>、天文十一年（一五四二）の後柏原院十七回忌<sup>(71)</sup>、さらに天文二十一年（一五五二）九月十一日、尊鎮三回忌にも香典千疋を進上している。

奉加については、先に法輪院を検討するところで述べた青蓮院門跡御殿の修造に対し、天文七年（一五三八）四月十一日に五千疋を進献<sup>(72)</sup>、門跡代替後の天文二十二年（一五五三）九月二十六日にも御殿新造のため五千疋を進上している<sup>(73)</sup>。さらに門跡のみならず、天文六年（一五三七）十二月六日には知恩院（『華頂要略』諸院家）の求めに応じて同惣門の再興にも奉加するなど、山門三塔に対する態度とは正反対に青蓮院関係についてはむしろ積極的に対応し奉加しているように見受けられる。

ところで天文七年の事例を少し詳しく見てみよう。門跡御書と執事定法寺の一札を携えて、院家法輪院と上座大藏卿（鳥居小路経乗）が使者として到来し証如と三献対面しているが、対面においては鳥居小路経厚と下間上野頼慶の二人が相伴し、経厚は証如の下に座した。盃は一献を証如、二献を法輪院がはじめ、三献を大藏卿に申し付けたが、大藏卿が固辞したため、また証如がはじめている。これは証如が大僧都、法輪院が僧都、大藏卿が坊官であるという僧綱的階梯によるものと思われていた、本願寺と青蓮院の院家・坊官の相対的な位置関係を示す事例として注目できる。

### ③禁裏御料・門跡所領などに関する交渉

第一節でも触れたように、本願寺は実質的に領国化していた加賀国の在地や、その他の有力門徒が所在する地域の諸問題をめぐって諸方から各種の要請を受けることが多かった。ただし、『天文日記』上においては直接、青蓮院領に関するやりとりは問題化していない。青蓮院が出てくるのは、たとえば「禁裏」（朝廷）が「御料所」である加賀国軽海郷で公事未納を問題視し対処を要請していることを本願寺へ伝える中継役である<sup>(74)</sup>。これが

青蓮院門跡を経由して行われるのは、後奈良天皇と門主尊鎮が兄弟の關係にあることも背景にあらう。  
あるいは、長期的に相論が繰り広げられた加賀国長楽寺・明王院をめぐる住持職問題において、天文五年（一五三六）には青蓮院が介入を試みているが<sup>(75)</sup>、本願寺証如は必ずしも青蓮院尊鎮の意向を汲む差配はしていない。青蓮院の脇門跡である竹内（曼殊院）門跡については、その所領が加賀国富墓にあって、各種の交渉がなされている<sup>(76)</sup>。ただし、この場合も、竹内門跡の意向を汲むわけではなく、在地の状況に対応した判断を証如はしている。

すなわち、こうした問題についても、本願寺は青蓮院、曼殊院といった上位の門跡からの支配的影響下にあるわけではないということを確認しておきたい。

### ④禁裏（朝廷）への取次

A「勅願所御樽」、B文化的交流、C僧綱補任をめぐる音信が見出され、これに加えて注目すべき出来事としてD天文五年前後の脇門跡成申請却下がある。

A 「勅願所御樽」は大坂本願寺が「勅願所」（勅願寺）として毎年、青蓮院を通じ年始の礼として樽十合十荷を朝廷に進上しているものである。たとえば天文五年（一五三六）二月二十二日、使者横田出雲を上京させ、門跡（青蓮院）への当年礼とともに「勅願所の御樽禁裏へ進上候」という<sup>(77)</sup>。以降年次によつては記述がない場合もあるが、天文二十三年（一五五四）五月四日にも「禁裏へ、恒年之十合十荷代五百疋」を進上しており<sup>(78)</sup>、毎年のことと考えてよいだろう。本願寺がいつから勅願寺なのかについては議論をしなくてはならないが、天文七年（一五三八）七月二十一日に大坂本願寺の御堂本尊左右に天牌（今上・先皇）を設置したことは確かである<sup>(79)</sup>。

本願寺が青蓮院を通じてこれを行うのは、石田氏が言うように、本願寺が直接に参内し贈答できる位置にないからであるが、天文十九年（一五五〇）の尊鎮死後、その取次が青蓮院ではなく庭田重保になったことは大きな転機と見なくてはならない。『天文日記』天文二十年（一五五一）三月十一日条には「禁裏へ、恒例十合十か進上之、門跡、無御座之間、庭田へ申遣之、則一札載遣之也、使芝田也」<sup>(80)</sup>とあるが、伏見若宮の青蓮院門跡相承決定後も復することなく、庭田重保を通じて披露する経路に移行した<sup>(81)</sup>。庭田重保は証如室の兄弟であり、石田氏や脇田氏らの指摘のように、本願寺はこのような公家との縁戚関係を通じ、朝廷への直接経路を開いていったのである。

B 文化的交流は戦国期の朝廷・公家社会における本願寺の位置を示すものである。具体的には前述した青蓮院との交流に加え、天文八年（一五三九）六月九日の伏見院宸筆の歌・盃の拝領、同年九月二十七日の慶寿院（証

如母)の「栄華物語」拜領、天文九年(一五四〇)十月十九日の後奈良天皇宸筆「観無量寿経」拜領、天文十八年(一五四九)正月二十日「三十六人家集」拜領などが確認できる<sup>(82)</sup>。さらに天文九年(一五四〇)正月二十三日の青蓮院尊鎮の大坂本願寺下向、同年十月十六日「本願寺系図」観覧が特筆されるが<sup>(83)</sup>、この「本願寺系図」も九条種通が天文五年(一五三六)に作成したものであり<sup>(84)</sup>、享祿元年(一五二八)証如の九条家猶子成り<sup>(85)</sup>から一連の流れの中にあるものと見られる。

C僧綱補任については、中世後期の僧位・僧官について論じ、本願寺の事例についても網羅的に言及した小笠原隆一氏の研究<sup>(86)</sup>がある。これによって関連事項を拾い出してみると〔表3〕、証如は享祿元年(一五二八)九月五日に直叙法眼、天文六年(一五三七)正月十四日に大僧都、天文十四年(一五四五)四月二十日に法印、天文十八年(一五四九)正月三十日に権僧正に補任、内衆下間氏は天文十年(一五四一)十二月十二日に丹後光頼と周防頼順が法橋、天文十七年(一五四八)二月二十七日に備後頼重が法橋、天文十八年(一五四九)二月二十七日に丹後光頼が法眼、一家衆では天文二十年(一五五一)十二月三十日、本善寺実孝・順興寺実従の法印、天文二十二年(一五五三)七月二十九日の教行寺実誓・慈敬寺実誓の法印、同年九月七・八日の勝興寺玄宗・光善寺実玄の大僧都が注目される。証如の大僧都・権僧正、丹後・周防の法橋の事例では青蓮院の取次が確認できるが、天文二十・二十二年の事例では『お湯殿上日記』から庭田重保・中山孝親の執奏が見出される。前述した天文十九年(一五五〇)尊鎮死去後の取次ぎ担当の変化がここでも確認できる。なお蓮如以前の本願寺住持における法印権大僧都は散位の僧綱と見られることなどはすでに指摘されているが<sup>(87)</sup>、青蓮院が本願寺の僧綱を掌

【表3】本願寺の僧位・僧官（証如・顕如期）

年月日	寺院・僧名	前官位	叙任官位	血縁関係など	備考（史料根拠など）
享祿元・9・一	本願寺証如		直叙法眼	円如長男 （九条尚経猶子）	「御湯殿上日記」「実隆公記」
享祿2・6・一	本泉寺蓮悟		法印	蓮如7男	「御湯殿上日記」
天文5・4・一	本願寺証如		大僧都	（既出）	「御湯殿上日記」「天文日記」「私心記」
天文9・3・28	本善寺実孝		権少僧都	蓮如12男 （本願寺内衆）	「本善寺文書」（口宣案）
天文10・12・一	下間丹後光頼		法橋	（本願寺内衆）	「天文日記」
天文14・4・一	下間周防頼順		法橋	（本願寺内衆）	「天文日記」
天文17・7・一	本願寺証如	直叙法眼	法印	（既出）	「御湯殿上日記」
天文17・7・一	下間備前玄頼		法橋	（本願寺内衆）	「天文日記」
天文18・正・17	本善寺実孝	権少僧都	権大僧都	（既出）	「本善寺文書」（口宣案）
天文18・3・一	下間丹後光頼	法橋	法眼	（既出）	「御湯殿上日記」
天文18・正・26	本願寺証如	大僧都	権僧正	（既出）	「本願寺文書」「御湯殿上日記」「天文日記」「私心記」「華頂要略」
天文20・12・一	本善寺実孝		法印	（既出）	「私心記」
天文20・12・一	順興寺実従		法印	蓮如13男	
天文22・7・一	教行寺実誓		法印	蓮芸長男	
天文22・7・一	慈敬寺実誓		法印	実賢長男	
天文22・8・一	勝興寺玄宗		大僧都	蓮誓長男実玄長男	「御湯殿上日記」「私心記」
天文22・8・一	光善寺実玄		大僧都	（順如系譜寺院）	
天文24・4・一	本願寺顕如		直叙法眼	証如長男	「御湯殿上日記」「私心記」
永祿元・3・17	本善寺証珍		少僧都	順興寺実従二男 （本善寺を相続）	「御湯殿上日記」「惟房公記」
永祿2・12・15一	下間大藏卿頼良		法橋	（本願寺坊官）	「今古独語」
	下間上野頼充		法橋	（本願寺坊官）	「今古独語」
	下間丹後頼総	法橋	法眼	（本願寺坊官）	「今古独語」

永祿4・4・一	本願寺頭如		權僧正	(既出) 実如子実円孫・頭如妹が正室	『御湯殿上日記』
	本宗寺証専		法印		
	慈敬寺実誓		法印	(既出)	
	常樂寺証賢		法印	蓮如長女如慶尼曾孫・証淳妹が正室	『御湯殿上日記』『今古独語』
永祿9・8下旬	光教寺頭誓		法印	蓮誓次男	
	本善寺証珍		法印	実従次男	『御湯殿上日記』*さらに2人(教行寺証誓・願証寺証意カ)

握していたにせよ、散位ではなく勅叙が確認できる戦国期の画期には注意すべきであろう。

D 天文五年脇門跡成申請却下についてもすでに先行研究によって注目され、却下のかわりに「鱗袖なしの御衣」を拝領したとされているが<sup>(88)</sup>、さらに検討すべき点がある(『史料7』)。

【史料7】『天文日記』天文五年十月三日条<sup>(89)</sup>

一、自門跡、宍務迄、去月下旬ニ被仰出候を、宍務、同廿八日ニ、兼盛迄被申候、其子細者、門跡御所存ニ、此方へ何事かなとおほしめし候へ共、不事成候間、鱗袖なしの御衣、黒染<sup>濃</sup>之のか候ほとに、それを愚身ニ被下候はんするか如何候へくや、後室、又知己の一家にも談合候へと、被仰候よし被申候よし候ほとに、肝をつふして、定法寺へ去年可着用よし承候通、懇ニ申候て、飛脚差上候処、今朝帰候間、則宍務を喚、定法寺書状之旨申候て、色々の事共申候、其後ニ申事にハ、前々之儀者、規模共思候ハて着候事候、今又御免あ

戦国期の**大坂本願寺教団**と**比叡山延暦寺**

るへき事も忝く存せず候、又仰の以筋目着用候へハ、以前之脇門跡望之事、自此方内儀心得而、殿下被仰候  
 ■へと、憑申たる二成候など、種々申候て、其御返事鳥居少路被申上候、此儀者はや／＼これにて相果事候、  
 此儀、門跡被思召事候間、此方思分候へなど、以兼盛、種々鳥居少路四日被申候へ共、今之儀者、如右記固  
 辞申候也、

この件に關し、青蓮院側は確かに「鱗袖なし」授与をもつて事態を收拾しようとしているが、これに対し、本願寺側は「去年可着用よし承候」と門室執事の定法寺に申上し、さらにその「筋目」で着用すれば、脇門跡申請のことが本願寺から内々に青蓮院に頼んだことになってしまふとして、鳥居小路経厚の説得にも関わらず、三日の段階では固辞している。それが同月十五日に青蓮院より「鱗袖なしの薄墨衣御免之事、重而可有御免由候被仰候也」、同月十八日に「鱗袖なしの衣の事者、以同前筋目脇門跡之事、依不事調着用候と申儀可有之候間、斟酌之通申候」とあつてようやく承知したものと見られるのである<sup>(9)</sup>。

その後、天文七年（一五三八）十二月九日「鱗袖無<sup>色</sup>白為御免一領令拝領候」、さらに天文十五年（一五四六）八月七・十・十七日「紫鱗袖無拝領」とあつて、門跡格の法衣と考えられる「鱗袖無」を、本願寺は青蓮院から、実は前後三回にわたつて拝領している<sup>(9)</sup>。「紫鱗袖無」の時も本願寺はまずは「門跡御衣同様之儀者不可在」として固辞するが、重ねて尊鎮より「尤着用可為御本懐、代々可用紫衣之由候」と伝えられて拝領に及ぶ。ちなみにここで「但、幼年之時者白色可然」とあつて白色の「鱗袖無」が幼年の門跡の着用法衣であることも知られ

る。

以上、天文年間に本願寺は薄墨・白・紫の三色の「鱧袖無<sup>〃</sup>」を入手していることに注目すべきである。これは何を意味するのか。戦国期本願寺の教団体制の強化と儀式の整備の連関を論じる草野氏は、儀式主宰者である宗主の権威化の必要性を指摘している<sup>(92)</sup>。すなわち本願寺教団内部における証如の宗教的権威を高めるという意図が大きかったとするならば、その視覚化としては門跡と同様の法衣である「鱧袖無<sup>〃</sup>」の着用で有効だったと考えられる。脇門跡に勅許されなくとも、実質的に門跡と同様の衣体と振舞いを、ひとまず本願寺内部の儀式に限られるとはいえ、青蓮院から許可されることは、院家からさらに次なる段階へ実質上、進んでいるものと言えよう。

### (三) 大坂本願寺と青蓮院坊官・院家

さらに、大坂本願寺に深く関係する青蓮院の坊官・院家について検討していこう。これまでの検討から鍵となる人物として坊官鳥居小路経厚・経乗父子と院家尊勝院慈承の存在が指摘できる。

#### 1 坊官鳥居小路経厚・経乗

『天文日記』から鳥居小路経厚とその子経乗の動向を追ってみよう。『華頂要略』によれば経厚は天文九年(一五四〇)まで青蓮院片務の職にあったが、それ以前から大坂本願寺に居住していたことが『天文日記』等から確認できる。『天文日記』年次未詳分四月十七日条<sup>(93)</sup>から大坂寺内に「鳥居少路座敷<sup>河増</sup>」があったこともわかる。

経厚不在の青蓮院においては経乗が実質上、庁務の実務を遂行していたと見られ、この時期の青蓮院・本願寺間の音信はこの父子の密接な連携のもとに行われていた。

さらに注目すべきことに、天文十二年（一五四三）十一月二十三日には「鳥居小路成門徒度之由、去中旬之比より以頼堯被申候」<sup>(94)</sup>とあって、経厚から自ら本願寺の門徒になる望みが出され、下間頼堯が取り次いだところ、光応寺・慶寿院ともその意志を確認の上、証如が許可、同日太夜には後堂にて聴聞している。経厚は翌年四月二十六日、大坂本願寺にて死去、証如はその死を「言語不言」と記し、さらに経厚の葬儀・中陰などはすべて大坂本願寺にて行われたのである<sup>(95)</sup>。

この経厚の動向はかなり特異で、明らかに青蓮院坊官の枠を逸脱している。そこでさらに経厚の動向を見ていくと、天文六年（一五三七）正月十四日に証如大僧都昇進の際、禁裏各方面への御礼内容は「鳥居少路任異見、差上候」<sup>(96)</sup>という。また天文六年（一五三七）十二月十二日に青蓮院から法輪院と経乗が到来した事例<sup>(97)</sup>、その他にも山門はじめ各方面との折衝（一例：【史料3】）や賓客が来訪した際などに、特に証如に近侍して身分的上下関係やそれに基づく儀礼作法について数々の助言をしている。つまり経厚は証如のブレーンのような役割を果たしているのである。証如は元青蓮院坊官を側近に置き、対外関係を円滑に進めたものと見ることができ

る。一方で、青蓮院側の事情を考えれば、経厚の門徒成りはひとまず死去直前の個人行動としても興味深くはあるが、やはり第一には青蓮院の本願寺への経済的依存度の高さが指摘できよう。そのことは本節（二）で検討した

奉加の事例からもうかがえ、さらに小笠原氏の研究によれば当該期、本願寺の礼金は他と比較しても破格であったという<sup>(98)</sup>。

経厚の死後、経乗の庁務在任中においても、本願寺から門跡・経乗への日常的音信・贈答は頻繁に見出される。さらに天文二十年（一五五三）に青蓮院の庁務に就任した長谷三位玄頼も、翌年八月三十日「伏見殿若宮<sup>御歳六歳</sup>」の青蓮院門跡相続に關し本願寺に下向して「斟酌」を求めると<sup>(99)</sup>、継続した関係が確かめられるのである。

## 2 院家尊勝院慈承

尊勝院は代々日野一族を出自とし、門室執事を担うクラスの院家である。慈承の先代光什は前述の通り永正十五年（一五一八）実如への五箇条免許に庁務・無量樹院・上乘院・定法寺とともに連署しているが<sup>(100)</sup>、天文年間半ばにはそのクラスの院家の動向は尊勝院以外ほとんど見出せない。この尊勝院と本願寺の関係について『天文日記』『私心記』から見てみよう。

天文十三年（一五四四）三月十九日、尊勝院慈承は堺下向のついでに大坂本願寺へ来訪している<sup>(101)</sup>。この際の三献の対面儀礼においては尊勝院が先に酌を持ったため、証如が「不及是非」、先に始めている。経厚が「尊院之当官正大僧都」と助言したためという。確かに証如も天文五年（一五三八）に大僧都に昇進しているがゆえと言え、尊勝院のほうが先任で従来は明らかに格上だったはずである。三献目も作法によって譲り合った結果、尊勝院が「強而被申間」ということで証如がまた始めている。ここに尊勝院と本願寺の関係変化が如実に見出せる。

その後も通常音信から門跡代替時の音信などが確認できるが、さらに『私心記』<sup>(102)</sup>によれば永祿年間に至ると尊勝院慈承は大坂本願寺に長期逗留している。この時期には、たとえば永祿元年（一五五八）に大坂へ下った烏丸光康<sup>(103)</sup>のように京都の戦乱を避けて大坂の本願寺に寄寓する公家衆の存在が見出せる。彼らは本願寺を文化サロンとしながら、同時に本願寺の対外関係において助言・折衝など重要な役割を担っていたと見られる。この本願寺常住公家とも言える存在については、さらに天満・京都本願寺の山科言経などが顕著な事例として挙げられるが<sup>(104)</sup>、ブレイン的性格から言えば、鳥居小路経厚がその先駆的存在であり、尊勝院慈承もまたそれに連なるものと言えよう。

#### (四) 小結

本節の検討によつて、大坂本願寺と青蓮院門跡の関係が、従来よりもかなり具体的に明らかになった。大坂本願寺は、青蓮院門跡とは積極的に関係を構築しており、これは山門西塔院との場合とは明確に異なる。一方で、青蓮院門跡もその関係を重視していたことは明らかであるが、さらに言えば、庁務そして執事までがそろつて大坂本願寺に密着することから、単なる経済的な依存状況のみならず、門室組織そのものが本願寺と不可分な関係に至っていたと言えよう。

その後、本願寺は顕如の時代に至つて永祿二年（一五五九）、門跡に勅許される<sup>(105)</sup>。これについて、青蓮院

門跡の関与が確認されないのは、弘治元年（一五五五）に数え四歳で門跡を相続した尊朝がまだ幼少で、実質的には門主が不在状況にあったからと考えられる<sup>(106)</sup>。協門跡として曼殊院覚恕は健在であったはずであるが、関与は確認されない。

しかし、前述した親鸞三百回忌における院家松泉院の関与<sup>(107)</sup>、後に天正二十年（一五九二）、死去した本願寺頭如への院号「信樂院」が青蓮院からの諡号とされること<sup>(108)</sup>、文祿四年（一五九五）にはじまる京都東山大仏千僧会への出仕にあたって作法や装束などについて本願寺が青蓮院に相談している<sup>(109)</sup> ことなどから、本願寺が門跡になった以降も青蓮院との関係は継続してうかがえる。

とはいえ、ここに至っては、比叡山延暦寺の秩序下に本願寺があったというような捉え方ではなく、新たな把握の枠組みが必要な段階であろう。それは、「日本仏教」そのものの全体的な枠組みの再編につながっていく問題と考える。

### むすびにかえて

本稿では、大坂本願寺は山門西塔院と本末関係にはあったが、それは西塔院が本寺として本願寺に対し強圧的な末寺支配ができる関係だったのではなく、実態的にはむしろ本願寺が西塔院を凌駕するような関係にありつつも、なお安全保障のために形式的な寺院間本末関係を結んでいたという状況であったこと、また「本願寺は青蓮院の末寺」ではなく、青蓮院との関係は法流・僧綱などの個人的関係を前提としたもので、青蓮院を頂点とする

門跡体制のなかで当初は「候仁（人）」、そこから出世、院家、門跡へと上昇経路をたどったのが本願寺であったことを検討した。

その際、とくに注意しておきたいのは、大坂本願寺と比叡山延暦寺の関係を見ていったとき、比叡山側において西塔院（大衆）と青蓮院（門跡）がまったくの並行状況にあったことである。これは比叡山延暦寺という（中世宗教勢力）の構造上の問題としても重要である。下坂氏によれば、中世後期の門跡体制には大衆を門徒（被官）化し、社組織の実権を公武権力側に奪回する意図があったという<sup>(10)</sup>。とすればこの十六世紀の段階ではもはやそれは達成されていたのではないか。

中世から近世へと時代社会が大きく変動していく十六世紀において、比叡山延暦寺の大衆組織は壊滅（ただし後に復興）、門跡体制は存続という展開をたどる。ここには（衆議運営）（ヨコ）から（権威支配）（タテ）への転回という図式も見てとることもでき、社会構造全体の変容の問題にもつながるであろう。そのような総体的な流れの中で、（戦国期宗教勢力）たる本願寺教団は、大衆組織を基盤とする西塔院とは距離を置き、門跡体制を構造とする青蓮院とは積極的に関係を構築し、ついには自ら門跡となる方向を選択したと考えることができるのである<sup>(11)</sup>。

## 注

(1) 『真宗史料集成』（以下『集成』）第三卷「一向一揆」（同朋舎、一九七九年）、『大系真宗史料』（以下『大系』）文書記録編8・9 『天文日記』I・II（法藏館、二〇一五・七年）。拙稿『『天文日記』（本願寺証如）―戦国乱世のただなかを生きた僧侶―』

〔松園齊・近藤好和編『中世日記の世界』、ミネルヴァ書房、二〇一七年〕参照。

(2) 谷下一夢「本願寺門跡に於ける院家の起原に就いて」〔『龍谷學報』第三〇五号、一九三二年。後に谷下一夢『増補真宗史の諸研究』〔同朋舎出版、一九七七年〕再録〕。本願寺「門跡成」については浅野長武「本願寺の准門跡勅許に関する研究」〔『史学雑誌』第三三編第九号、一九三二年〕、谷下一夢「顕如上人伝」〔真宗本願寺派宗務所文書部編集課・代表宇野本空、一九四一年。後に前掲谷下著書再録〕。

(3) 遠藤一「本願寺成立の特質―真宗教団史論の前提―」〔『仏教史研究』第一八号、一九八三年。後に遠藤一『戦国期真宗の歴史像』〔永田文昌堂、一九九三年〕第二部第五章〕、遠藤一「本願寺法王国論」への一視点〔北西弘先生選暦記念会編『中世社会と一向一揆』、吉川弘文館、一九八五年。後に前掲遠藤著書第二部第六章〕、遠藤一「戦国期本願寺の開幕と蓮如の宗教活動」〔『講座蓮如』第三卷、平凡社、一九九七年〕。

(4) 草野顕之「戦国期の本願寺教団と天皇」〔『大谷大学史学論究』第四号、一九九〇年。後に『蓮如大系』第四卷〔法蔵館、一九九六年〕再録、同『戦国期本願寺教団史の研究』〔法蔵館、二〇〇四年〕第三部第四章〕。

(5) 石田晴男 a「『天文日記』の音信・贈答・儀礼からみた社会秩序―戦国期畿内の情報と政治社会―」〔『歴史学研究』第六二七号、一九九一年〕、石田晴男 b「戦国期の本願寺の社会的地位―『天文日記』の音信・贈答から見た」〔『講座蓮如』第三卷、平凡社、一九九七年〕。

(6) この問題については、黒田俊雄『寺社勢力―もうひとつの中世社会―』(岩波新書、一九八〇年)、衣川仁「中世前期の延暦寺大衆」(大山喬平教授退官記念会編『日本社会の史的構造古代中世』、思文閣出版、一九九七年)、衣川仁「中世延暦寺の門跡と門徒」〔『日本史研究』第四五五号、二〇〇〇年〕、下坂守「中世寺院社会の研究」(思文閣出版、二〇〇一年)などを参照。

(7) 管見では一件のみ『天文日記』天文五年十月十八・十九日条〔『集成』第三卷六三頁、『大系』文書記録編8一〇〇頁〕に山門星輪院の知行地について、青蓮院が介する事例があるが、これは青蓮院と星輪院の間に前提となる何らかの関係があるものと思われる。

(8) 前掲註(5) 石田論文 b。

戦国期の大阪本願寺教団と比叡山延暦寺

- (9) 『寛正の法難』という表現には、護法史観・宗派史観の印象があり注意が必要であるが、本稿では詳しく論じない。『本願寺史』(浄土真宗本願寺派、一九六一年)、藤島達朗『寛正法難後の蓮如上人の動向について』(大谷大学国史学会編『論集 日本人の生活と信仰』同朋舎出版、一九七九年)、草野顕之『寛正の法難』について(大谷大学総合研究所編『蓮如の世界』文栄堂書店、一九九八年。後に前掲注(4)草野著書第一部第二章)を参照のこと。
- (10) 『本福寺由来記』『本福寺跡書』(千葉乗隆編『本福寺旧記』(同朋舎出版、一九八〇年)、『真宗史料集成』第二卷(同朋舎出版、一九九一年改訂版)、『大系』文書記録編3戦国教団(法藏館、二〇一四年)にも収録)。
- (11) 渡辺守順他編『比叡山』(法藏館、一九八七年)。
- (12) 『真宗史料集成』第一卷(同朋舎出版、一九七四年)。
- (13) なお近世成立の比叡山の坊舎伝来記録などからは東塔との関わりが示唆されるが、これは伝承との判別が明らかではない(武覚超『比叡山三塔諸堂沿革史』(叡山学院、一九九三年)、同『比叡山諸堂史の研究』(法藏館、二〇〇八年)参照)。
- (14) 『群書類従』第二五輯(統群書類従完成会)。
- (15) 『本善寺文書』(真宗大谷派教学研究所編『蓮如上人行実』、東本願寺出版部、一九九四年)。
- (16) 『集成』第三卷三五頁・五二九頁、『大系』文書記録編8五五頁、『大系』文書記録編9四一〇頁。
- (17) 前掲註(5)石田論文a b。なお、『天文日記』以後、末寺銭納入がどうなったのか示す史料は皆無である。ただ永祿二年(一五五九)の本願寺「門跡成」以降も納め続けたとは考え難い。
- (18) 『集成』第三卷五〇六頁、『大系』文書記録編9三七一頁。
- (19) 『集成』第二卷六七三頁、『大系』文書記録編3一四二頁。本福寺明宗(天文七年(一五三八)没)著。同書と『本福寺跡書』等の「本福寺記録」には比叡山大衆と堅田衆の人的関係が少なからず記録され、独特の世界を読み取ることができる。
- (20) 『集成』第七卷(同朋舎、一九七五年)。
- (21) 井上鋭夫『一向一揆の研究』(吉川弘文館、一九六八年)、北西弘『一向一揆の研究』(春秋社、一九八一年)、前掲註(5)石田論文b。
- (22) 『集成』第三卷一八三頁、『大系』文書記録編8二七七頁。

- (23) 『集成』第三卷一八三―一四頁、『大系』文書記録編8二七七―一八頁。
- (24) 『集成』第三卷一九二頁、『大系』文書記録編8二九〇―一頁。
- (25) 『集成』第三卷一九三頁、『大系』文書記録編8二九二頁。
- (26) 『集成』第三卷一九四―一五頁、『大系』文書記録編8二九五頁。
- (27) 前掲注(5) 石田論文b、前掲注(6) 下坂著書。
- (28) 「宗体」の事例についてはさらに三例、『天文日記』天文五年十二月十四日条(『集成』第三卷七五頁、『大系』文書記録編8一一七頁)と、『本福寺由来記』(『集成』第二卷六六八頁、『大系』文書記録編3一三五頁)、照蓮寺文書(『高山別院史』史料編、真宗大谷派高山別院、一九八三年)にその語がみえる。
- (29) 『集成』第三卷一五四頁、『大系』文書記録編8二三〇頁。
- (30) 天文五年九月二十三日、同六年三月七日、同七年八月十四日、同九年九月十一日、同十三年八月二十三日条(『集成』第三卷五三・一〇〇・一八三・二六〇・三六〇頁、『大系』文書記録編8八五・一五四・二七七・四〇五頁、『大系』文書記録編9一一頁。
- (31) 前掲注(11) 『比叡山』、前掲注(13) 武者書を参照。
- (32) 『改訂史籍集覧』巻二八。前掲注(6) 下坂著書を参照。「ケン」は「馬」へんに「塞」。
- (33) 『天文日記』天文五年九月二十三日条、同六年三月七日条、同七年八月十四日条(『集成』第三卷五三・一〇〇・一八三頁、『大系』文書記録8八五・一五四・二七七頁)、『史料3』など。
- (34) 『天文日記』天文五年九月七日条(『集成』第三卷五〇頁、『大系』文書記録編8八〇頁)。また対面儀礼の実態については天文六年六月七日条(『集成』第三卷一一六―一七頁、『大系』文書記録編8一七七―八頁)にみえる六角家臣平井と対面する事例が詳細である。
- (35) 『天文日記』天文五年六月十七日・七月十七・二十二日条(『集成』第三卷三六・四一・四二頁、『大系』文書記録編8五七・六五・六六頁)。
- (36) 『天文日記』天文十年正月二十三・二十四日条(『集成』第三卷二七三頁、『大系』文書記録編8四二―八頁)。

- (37) 『天文日記』 天文八年九月二十四日・十月五日条〔集成〕第三卷二二五・二二七頁、『大系』文書記録編8三四六・三四八一九頁。
- (38) 『天文日記』 天文十五年四月二十五日、同十六年二月二十日・二十五日条〔集成〕第三卷一四一頁、『大系』文書記録編8一八一・一八二頁。
- (39) 『天文日記』 同年十二月八日・二十九日条〔集成〕第三卷三六八・三六九頁、『大系』文書記録編8一二四・一二七頁。
- (40) 『天文日記』 同日条〔集成〕第三卷五二〇頁、『大系』文書記録編8三九五頁。
- (41) たとえば『天文日記』 天文七年（一五三八）七月十九日条〔集成〕第三卷一八〇頁、『大系』文書記録編8二七二頁。
- (42) 福眞陸城「中世祇園社と延暦寺の本末関係―祇園検校、別當の関与から―」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四二卷第四号、一九九六年）、三枝暁子『比叡山と室町幕府寺社と武家の京都支配』（思文閣出版、二〇一二年）。
- (43) 河内将芳『中世京都の民衆と社会』（思文閣出版、二〇〇〇年）。
- (44) 前掲注（6）下坂著書。
- (45) 前掲注（2）～（5）。
- (46) 脇田晴子『天皇と中世文化』（吉川弘文館、二〇〇三年）。
- (47) この問題については大田壮一郎「初期本願寺と天台門跡寺院」（大阪真宗史研究会編『真宗教団の構造と地域社会』、清文堂出版、二〇〇五年）が詳しい。
- (48) 永村眞「中世東大寺の「門跡」とその周辺―東南院「門跡錯乱」を通して―」『史艸』第四二号、二〇〇二年）。
- (49) 遠藤一「戦国期本願寺の開幕と蓮如の宗教活動」〔講座蓮如〕第三卷、平凡社、一九九七年）。
- (50) 山田雅教「初期本願寺教団における顕密諸宗との交流」〔仏教史研究〕第二七号、一九九〇年）、山田雅教「初期本願寺における浄土宗諸派との交流」（三崎良周編『日本中国仏教思想とその展開』、山喜房仏書林、一九九二年）、山田雅教「初期本願寺における公家との交流」〔仏教史学研究〕第三八卷第二号、一九九五年）。
- (51) 前掲注（47）大田論文。また、九条家と浄土宗の関係については小山正文『比良山古人霊託』の善念と性信〔『同朋仏教』第三八号、二〇〇二年。のちに同『続・真宗と親鸞絵伝』（法藏館、二〇一三年）も参照。

(52) 稲葉伸道「鎌倉期における青蓮院門跡の展開」『名古屋大学文学部研究論集』史学第四九号、二〇〇三年)、同「青蓮院門跡の成立と展開」(河音能平・福田榮次郎編『延暦寺と中世社会』、法藏館、二〇〇四年)。

(53) 伊藤俊一「青蓮院門跡の形成と坊政所」『古文書研究』第三五号、一九九一年)、前掲註(27)下坂著書。

(54) 青蓮院の寺誌である『華頂要略』『天台宗全書』二〇―二二、『大日本仏教全書』二二八―二三〇に部分所収)は近世後期(巻頭に享和三年(一八〇三)の自序)の成立だが、稲葉伸道氏のご教示によれば、引用史料等についての信頼性は高いと見てよいという。

(55) 『後柏原院第三皇子。母豊樂門院藤子勸修寺贈左大臣教秀公女』(『華頂要略』)。勸修寺家との関係も重要である(前掲註(5)石田論文b参照)。

(56) 前掲註(2)谷下著書。

(57) 前掲註(6)下坂著書。

(58) 『改訂史籍集覽』第二五卷。青蓮院坊官鳥居小路経厚の日記で当該年次のみ残存。

(59) 『華頂要略』巻十二(『大系』文書記録編5戦国期記録編年〔法藏館、二〇一四年〕一二二頁)。ただし、この際に署名していた無量寿院は『天文日記』段階では見出せない。

(60) 『天文日記』同日条(『集成』第三卷一四九頁、『大系』文書記録編8二三四頁)。

(61) 『集成』第二卷七二三頁、『大系』文書記録編3三〇頁。永禄十年(一二六七)光教寺顕誓著。

(62) 『集成』第三卷二八九頁、『大系』文書記録編8四五―六頁。

(63) 『義演准后日記』慶長十四年正月十一日条(『大日本史料』第十二篇之六)。

(64) 『天文日記』同日条(『集成』第三卷二六七頁、『大系』文書記録編8四一―六頁)。

(65) 天文六年四月二十八日(菘〔蓮根〕・白瓜)、天文八年十月二十八日(蜜柑)、天文九年五月二十四日(〔蓮根〕)、天文九年六月十二日(桃)、同年九月九日(江州木練)、天文十年十二月一日(蜜柑・青葱)、天文十三年正月二十六日(水仙花五百本)、同年四月二十一日(小塩和布)。以上、すべて『天文日記』当該条(『集成』第三卷一〇九・二三〇・二五二・二五三・二六一・二九六・三四九・三五四頁)。なお、こうした食物・品物については『天文日記』にはさらに多くの種類が

記されており、文化史的視点からも貴重な史料である。

- (66) 『天文日記』当該条『集成』第三卷一〇三頁、『大系』文書記録編8一五八頁。
- (67) 『天文日記』当該条『集成』第三卷二七四頁、『大系』文書記録編8四二八頁。
- (68) いずれも『天文日記』当該条『集成』第三卷一〇三・二七四頁、『大系』文書記録編8一五八・四一〇頁。
- (69) 『天文日記』天文五年正月九日、天文六年正月九日、天文十年正月十日条『集成』第三卷六・八六・二七〇―一頁、『大系』文書記録編8九・一三三・四二三頁。
- (70) 『天文日記』天文六年十一月十九日条『集成』第三卷一四四頁、『大系』文書記録編8二二七頁。なお十楽院は青蓮院の名門院家ではあるが、『天文日記』ではすでに人的実動が確認できない。
- (71) 『天文日記』天文十一年四月五日条『集成』第三卷三一頁、『大系』文書記録編9二五頁。
- (72) 『天文日記』天文六年十二月十二・十三日、同七年四月十一・十八日条『集成』第三卷一四九・一七二―三頁、『大系』文書記録編8二二四―五・二五九―六〇頁。
- (73) 『天文日記』当該条『集成』第三卷五一四頁、『大系』文書記録編9三八五頁。
- (74) 『天文日記』天文七年(一五三八)十一月二日条『集成』第三卷一九二―三頁、『大系』文書記録編8二九二頁。
- (75) 『天文日記』天文五年六月五日条『集成』第三卷三四頁、『大系』文書記録編8五四頁)ほか。
- (76) 『天文日記』天文五年四月二十六日条『集成』第三卷三四頁、『大系』文書記録編8二六頁)ほか。
- (77) 『天文日記』当該条『集成』第三卷一六頁、『大系』文書記録編8二六頁)。
- (78) 『天文日記』当該条『集成』第三卷五三―一頁、『大系』文書記録編9四一―四頁。前掲注(46)脇田著書では大坂本願寺の勅願寺禰上納は天文六年からとするが、ここで示すように天文五年にすでに認められる。
- (79) 拙稿「大坂本願寺の隆盛」、『真宗本願寺史―本願を受けつぐ人びと―』東本願寺出版部、二〇一一年)。
- (80) 『天文日記』当該条『集成』第三卷四六〇頁、『大系』文書記録編9二八四頁。
- (81) 『天文日記』天文二十三年(一五五四)五月四日条『集成』第三卷五三―一頁、『大系』文書記録編9四一―四頁)。
- (82) いずれも『天文日記』当該条『集成』第三卷二一六・二二六・二六四・四三八頁、『大系』文書記録編8三三〇・三四七・

四二一頁・文書記録編9二四七頁。

(83) いずれも『天文日記』当該条〔集成〕第三卷二四二・二六四頁、『大系』文書記録編8三七二・四六一頁。

(84) 『天文日記』天文五年九月十三日条〔集成〕第三卷五一頁、『大系』文書記録編8八二頁。

(85) 『実隆公記』享祿元年(一五二八)九月五日条〔大系』文書記録編5一三八頁)。なお前掲注(47)大田論文・前掲注

(51) 小山論文が指摘する青蓮院・九条家と汎浄土宗寺院の歴史的関係に引き付けて考えれば、実は証如の九条家猶子成りもその脈絡の中にある可能性も指摘できよう。

(86) 小笠原隆一「中世後期の僧位僧官に関する覚書」〔寺院史研究〕第四号、一九九四年。

(87) 前掲注(3)遠藤論文など。

(88) 前掲注(4)草野論文など。

(89) 『集成』第三卷五七七八頁、『大系』文書記録編8九一一二頁。

(90) いずれも『天文日記』当該条〔集成〕第三卷六一・六二頁、『大系』文書記録編8九七・九八頁。

(91) いずれも『天文日記』当該条〔集成〕第三卷一九七・三八三四頁、『大系』文書記録編8二九九頁・文書記録編9一五〇一一頁。

(92) 前掲注(4)草野論文。

(93) 『集成』第三卷では天文十六年に置かれ、『大系』文書記録編9では天文十七年に置かれる。いずれにせよ、経厚の没後である。つまり、その後を継いだ経乗も、常住こそしなかったとみられるもの、大坂本願寺への頻繁な下向があったものと考えられる。

(94) 『集成』第三卷三四三頁、『大系』文書記録編9八〇頁。

(95) 『天文日記』天文十三年四月二十六・二十八・三十日、同年七月三十日条〔集成〕第三卷三五四・三五九頁、『大系』文書記録編9一〇〇一一・一〇九頁。

(96) 『集成』第三卷八七頁、『大系』文書記録編8一三五頁。

(97) 前掲注(60)。

戦国期の大阪本願寺教団と比叡山延暦寺

- (98) 前掲注(86) 小笠原論文。
- (99) 『天文日記』当該条『集成』第三卷四九二頁、『大系』文書記録編9三四一頁。
- (100) 前掲注(56)。
- (101) 『天文日記』当該条『集成』第三卷三五一一二頁、九五—六頁。
- (102) たとえば永祿二年九月三十日、永祿三年八月十八日・二十一日、永祿四年正月二十九日「尊勝院宿」、同年閏三月七日条(『集成』第三卷八六四—五・九〇—二九〇三・九二四・九三—三三頁、『大系』文書記録編10「私心記」四七—三三・四九八—九五—三・五一—九頁)。
- (103) 従来、鳥丸光康の大坂下向は永祿二年(一五五九)とされてきたが(『国史大辞典』、『私心記』永祿元年二月十七日条(日本仏教史学(第一卷)第四号、一九四二年、『大系』文書記録編10四五—二頁)ですでにその下向が確かめられ、そしてその後、長期滞在(常住)の様相が確認できる。
- (104) 西口順子「興正寺と山科言経」(『真宗研究』第二四輯、一九八〇年)。
- (105) 拙稿「本願寺「門跡成」ノート」(『仏教史研究』第四三号、二〇〇七年)。
- (106) 太田光俊「本願寺〈門跡成〉と〈准門跡〉本願寺」(永村眞編『中世の門跡と公武権力』(戎光祥出版、二〇一七年)もそのことを指摘している。
- (107) 拙稿「戦国期本願寺「報恩講」をめぐる一「門跡成」前後の「教団」」(『真宗研究』第四六輯、二〇〇二年)。
- (108) 『青蓮院殿ヨリ諭号信楽院殿願上人様記』(『西光寺古記 本願寺史料集成』(同朋舎出版、一九八八年)四八頁)。
- (109) 拙稿「京都東山大仏千僧会と一向宗—戦国期宗教勢力の帰結—」(『大谷大学史学論究』第一一号、二〇〇五年)。
- (110) 前掲註(6) 下坂著書。
- (111) 拙稿「戦国期宗教勢力論」(中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、二〇〇七年)。

【付記】 本稿の内容は、仏教史学会二〇〇二年三月例会、中世史研究会二〇〇五年二月例会で研究発表し、二〇〇五年三月時点で成稿していた。それを最新の研究状況に合わせて改訂し完成させたものである。